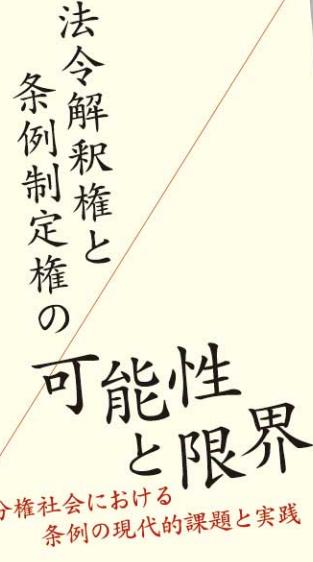


# 現行法制度における法令解釈権と条例制定権を、 自治体が積極的に活用できるよう最先端の理論と手法を示す。

# 法令解釈権と条例制定権の 可能性と限界

## 分権社会における 条例の現代的課題と実践

北村 喜宣  
飯島 淳子  
磯崎 初仁  
小泉 祐一郎  
岡田 博史  
鈴持 麻衣  
公益財団法人  
日本都市センター  
[編著]



A5判・320頁  
定価3,850円(本体3,500円+税10%)  
2021年12月発売

第一章  
憲法92条を踏ました国と自治体の  
役割分担の枠組み

北村 喜宣

「憲法の文言に従えば、国の立法権も地方自治の本旨に服するということである。憲法は、立法権の制約原理について、これ以上にふれるところがないので、具体的な作業は憲法を踏まることになる。そこまで、地方公共団体の組織運営のすべてに憲法の網をかぶせることができるが、当該憲法の内容には一定の限界が憲法上存在するというシステムが考えられ、これを地方自治の内容的保護システムということができる。」

### 1 「未完性」と「慣性」

#### (1) 「地方自治の本旨」と「法律に基いて」の重心の逆転

第1次分権改革という大きな事業をやり終えた地方分権推進委員会は、2001年6月に、最終報告として、「分権型社会の創造：その道筋」(以下「最終報告」という)を公表した<sup>2</sup>。そこでなされた結論のひとつは、「未完の分権改革」という有名なフレーズに凝縮される<sup>3</sup>。その具体的な内容を、最終報告第

法令のあり方—法律と条例の関係性  
以上のようなアプローチを意識しつつ、いくつかの具体的な素材をもとに、条例の役割・意義を探ってみたいことにしたい。

#### 4 事例分析

##### (1) 空間管理と財産権行使を通じた総合政策

神戸市空家空地対策の推進に関する条例  
空家空地対策は、現在の社会状況を象徴する課題である。土地利用調整条例が、事業者の積極的な作業による土地利用行為を規制しようとするのであるに対し、空家空地条例は、生生活者間の消極的な不作為による外把不経済の対応に対するために、本人のみならず第三者をも対象に、かか、規制のめらかさをも追求するものである。

一例として「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」(以下では「本条例」という)を取り上げてみる。本条例は、「市民の生生活及び財産を保護し、生活環境を保全することとともに、健全な快適なまちづくりの総合的な推進を図ることを目的とする」(1条)として、「総合的な推進」を目的規定に掲げている点において注目される。そこにいいう総合的な確保は、空家等対策の推進に関する特権措置法(以下「空家法」という)6条に基づく法定計画である「神戸市空家空地対策計画」(平成28年。以下「本計画」という)において、次のように検討された。

本計画(19頁)は、空家等対策に連関する他の現行法令として、著しく保土上危険な建物に対する「神戸市危険建物の安全性の確保等に関する条例」や「危険基準法」、危険な施設に対しては「宅地造成等規制法」、立木などが道路に倒壊した場合に道路交通の支障を招くる観点からは「道路法」、火災

#### 先進的な条例制定の実践

処理施設条例のように、法律に基づく許認可等に関して、市長との事前協議などを必要とする考え方、自治体は条例で独自の手続きを事業者等に課してきた。また、2では、法律に基づく許認可および不利益区分に係る「譲出し」基準を定める条例を紹介してきた。これらはいずれも、被規制者に対して、法律が定めるものの外の要件・手続きを加重するタイプの条例と整理できる。ただし、法律の実施について、条例で独自の要件・手続きを加重する対象は、必ずしも被規制者に限定されない。以下では、法律を実施する行政庁に対し、独自の要件・手続きを加重する条例を紹介する。

##### ①議会議決の追加：小野市空家等の適正管理に関する条例

小野市空家、商店の規定に基づく(第14条第3項の規定による命令を受けた者が、なお、当該命令に従わない他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を確保することが苦しいときに反するとき認められるときは、議会の議決を経て、行政代執行法の定めるところにより、自らその被規制者等がなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を命令の対象者から徴収することができる)。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「空家法」という)は、同法14条3項に基づく命令に従わなかった者につき、いわゆる緩和代執行の規定を設けている(14条9項)。しかし、「小野市空家等の適正管理に関する条例」は、緩和された公益性要件「その不履行を放置することが著しく公益に反する」および補充性要件「他の手段によってその履行を確保することが困難である」として、議会の議決を経て、市長は行政代執行を行うことができる定め(9条)。すなわち、同条例は、空家特措法に基づいて、市长が行政代執行する場合の要件に、議会の議決を加重している<sup>4</sup>。

②附帯機関への諮問の義務付け：西東京市空き家等の対策の推進に関する条例

##### 第13条(附)

8 「小野市空家等の適正管理に関する条例」については、本書第5章4(4)(カ)、北村喜宣が解説にやる「小野市空き家条例のコロ」、自治実験セミナー705号(2021年)51頁を参考。



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 TEL 0120-203-694  
<https://www.daiichihioki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

## 第1部 法令のあり方—法律と条例の関係性

## 第1章 憲法92条を踏まえた国と自治体の役割分担の枠組み 北村喜宣

- 1 「未完性」と「慣性」
- 2 法定自治体事務であることの法的意味
- 3 実定行政法の受け止め方
- 4 「いわゆる上書きの問題」
- 5 法令のあり方を条例が教える

## 第2章 条例と地方自治総合行政 飯島淳子

- 1 はじめに
- 2 現状認識
- 3 条例と総合行政
- 4 事例分析
- 5 おわりに

第3章 条例制定権拡充のための立法論  
—立法権の分担原則をどう具体化するか— 磯崎初仁

- 1 条例制定権に関する立法論の意義
- 2 現行法における条例制定権の位置づけ
- 3 法令(個別法)の統合・簡素化(スリム化)
- 4 条例制定権拡充のための憲法・法律の改正
- 5 条例の上書き権の制度化

## 第4章 地方公共団体の事務の区分と自治立法権 小泉祐一郎

- 1 はじめに
- 2 第1次分権改革における機関委任事務制度の廃止と国の関与の改革
- 3 検討試案における事務区分と国と地方の立法機能
- 4 中間報告における事務区分と国と地方の立法機能
- 5 第1次勧告に向けた審議における事務区分の相対化の始まり
- 6 第1次勧告における事務区分と条例制定権
- 7 事務区分が機能する重心の移動と因果関係の逆転
- 8 機関委任事務制度の廃止に向けた地方自治法の改正
- 9 成田理論と第1次分権改革
- 10 地方分権改革による条例制定の機会の拡大
- 11 地方分権推進委員会の事務の仕分け作業の検証
- 12 法定受託事務の仕分けの見直しの必要性
- 13 法定受託事務の規律密度
- 14 役割分担及び立法等の原則の法定化
- 15 地方自治法の機能の変化
- 16 国の立法的関与のルールの整備
- 17 おわりに

## 第2部 法令解釈権と条例制定権の現代的論点

## 第5章 現行法律実施条例の分類と意義 北村喜宣

- 1 昔みた夢・醒めた夢
- 2 本章の作業の意味
- 3 整理の枠組みと条例の機能
- 4 自治体の第2次決定許容部分を利用した条例
- 5 オープンスペース部分を利用した条例
- 6 法律実施条例の今後

## 第6章 法令と条例・規則の機能分担と相互関係 小泉祐一郎

- 1 はじめに
- 2 授権事項定立機能、規律事項定立機能、委任事項定立機能
- 3 事務区分と事務配分による領域と権限
- 4 法律に基づく事務についての地方公共団体の条例制定の根拠
- 5 地方公共団体の事務の領域における法律と条例・規則のリンク
- 6 委任条例をめぐる留意事項
- 7 戦前における国と地方の立法権限の機能分担と相互関係
- 8 戦後の地方制度改革による地方の立法権限の変革
- 9 機関委任事務に関する国と地方公共団体の立法権限の機能分担と相互関係
- 10 第1次分権改革前の機関委任事務の団体事務化による変革
- 11 第1次分権改革による機関委任事務制度の廃止と団体事務化
- 12 第1次分権改革における長が定める規則の扱い
- 13 第1次分権改革による条例制定の機会の拡大
- 14 第2次分権改革による義務付け・枠付けの見直し
- 15 法律実施条例の適法性の審査事項
- 16 法律実施条例の規定の充実に向けた検討
- 17 法令と条例・規則の機能分担における課題
- 18 分権時代の条例のあり方

## 第7章 大規模な災害に備えた条例について 岡田博史

- 1 問題の所在と本章の目的
  - 2 超法規的解釈が採られたと考えられる通知について
  - 3 条例による対応の検討
  - 4 条例案の提示
  - 5 条例案の解説
  - 6 大規模な災害に備えた条例の必要性
- [参考資料:国的通知(抜粋)]

## 第3部 先進的な条例制定の実践

## 第8章 条例制定をめぐる論点と先進的な条例 銀持麻衣

- 1 条例に基づく手続と法律に基づく許認可等とのリンク
- 2 法律に基づく許認可および不利益処分に係る基準の追加
- 3 法律の実施につき、条例による独自の要件・手続の加重
- 4 後から法律が制定された結果、条例による法律の上乗せ・横出しの発生
- 5 条例による緩和代執行・略式代執行の導入
- 6 法律の空白部分に対処する条例
- 7 都道府県条例と市町村条例の二重規制

事項索引 / 条例索引

詳細・お申し込みはコチラ



第一法規

検索

CLICK!



キリトリ線

## 申込書（第一法規刊）

法令解釈権と条例制定権の可能性と限界  
—分権社会における条例の現代的課題と実践—

●定価 3,850円（本体3,500円+税10%）【コード 077883】

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスいたします。  
また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。

\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料) の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用いただけません。
--	--	---

申込部数 部

## 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、  
このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先  
〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

書店印

ご住所

機関名

フリガナ  
ご氏名

部署名

TEL  
E-mail□公用  
□私用お客様の個人情報の  
取扱いについて

お客様よりお預かりした個人情報は、商品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会・修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(<https://www.daiichihioki.co.jp/support/contact/contact.php>)かフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル TEL.0120-203-696 FAX.0120-202-974